



# 第 97 回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成30年6月27日(水曜日) 午前10時  
(受付開始：午前9時)

## 開催場所

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7  
ソフトピアジャパン  
センタービル3階ソピアホール

## 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件
- 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

## 目 次

第97回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告	47

株主各位

証券コード9076  
平成30年6月5日

岐阜県大垣市田口町1番地

**セイノーホールディングス株式会社**

代表取締役社長 **田口 義隆**

## 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使等についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	平成30年6月27日（水曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7 ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第97期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第97期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 取締役9名選任の件</li> <li>第3号議案 監査役1名選任の件</li> <li>第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件</li> <li>第5号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件</li> <li>第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件</li> </ol>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。  
なお、会計監査人、監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.seino.co.jp/seino/shd/koukoku/index.htm>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 平成30年6月27日(水曜日)

**午前10時(受付開始：午前9時)**

**場所** 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7  
ソフピアジャパン センタービル3階ソピアホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 郵送で議決権を行使される場合

---

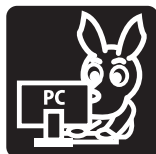


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成30年6月26日(火曜日)

**午後5時到着分まで**

## インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、下記の議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◇議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

**行使期限** 平成 30 年 6 月 26 日 (火曜日)

**午後 5 時受付分まで**



- ① インターネットによる議決権行使は、上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
- ② 議決権の行使期限は、平成30年6月26日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

### 議決権行使の際の注意点

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ④ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ⑤ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、セキュリティ対策ソフトを設定されている場合、プロキシサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ⑥ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

## 機関投資家の皆様へ

本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部(ヘルプデスク)  
電話 0120-173-027  
(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として1株当たり年間11円を下限とし、連結配当性向30%を目処とした利益配分を基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、普通株式1株につき19円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金11円を含め、1株につき30円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金19円 配当総額 3,805,596,222円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	平成30年6月28日

## 第2号議案

## 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位等	取締役会への出席状況
1	田 口 義 隆	代表取締役社長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	100% (13回/13回)
2	田 口 隆 男	代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	100% (13回/13回)
3	神 谷 正 博	取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	100% (13回/13回)
4	丸 田 秀 実	取締役国際戦略室担当 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	100% (13回/13回)
5	古 橋 治 美	取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	100% (13回/13回)
6	野 津 信 行	取締役財務IR部担当兼経理部担当 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	100% (13回/13回)
7	上 野 健二朗	社外取締役 独立役員 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	100% (13回/13回)
8	山 田 メ ユ ミ	社外取締役 独立役員 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	100% (10回/10回)
9	高 井 伸 太 郎	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	-

- (注) 1. 取締役候補者山田メユミ氏は、平成29年6月28日開催の第96回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、取締役会の出席回数が他の候補者と異なります。
2. 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	た ぐち よし たか 田 口 義 隆 (昭和36年4月20日)	<p>昭和60年3月 当社入社 昭和60年5月 セイノーアメリカインク出向 昭和63年1月 同社社長 平成元年5月 当社社長付部長 平成元年7月 当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室長兼西濃総合研究所長</p> <p>平成3年7月 当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当 平成8年6月 当社専務取締役労務部担当 平成10年10月 当社代表取締役副社長営業本部担当兼経理部担当 平成11年6月 当社代表取締役副社長経営担当兼経理部担当 平成13年6月 当社代表取締役副社長経営担当 平成15年6月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関西西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノー通関株式会社、岐阜日野自動車株式会社、ネッツトヨタ岐阜株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役、株式会社丸井グループの社外取締役 (平成30年6月就任予定)、公益財団法人田口福寿会の会長</p>	676,052株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	た ぐち たか お 田 口 隆 男 (昭和37年2月2日)	<p>昭和59年4月 日清製粉株式会社入社 平成4年7月 岐阜日野自動車株式会社入社 平成7年6月 同社取締役営業副本部長 平成10年4月 同社専務取締役 平成11年6月 当社取締役営業本部担当付 平成12年4月 当社常務取締役営業本部担当 平成15年6月 当社専務取締役営業統括担当 平成17年10月 当社取締役輸送事業企画部担当 平成17年10月 西濃運輸株式会社専務取締役経営担当 平成18年6月 当社取締役営業担当 平成19年6月 当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当 平成23年4月 当社取締役事業推進部担当 (自動車販売・関連事業) 平成27年6月 当社代表取締役事業推進部担当 (自動車販売・関連事業) 平成27年8月 当社代表取締役事業推進部担当 (自動車販売・関連事業)兼経理部担当兼財務IR部担当 平成28年6月 当社代表取締役事業推進部担当 (自動車販売・関連事業) (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 トヨタカローラ岐阜株式会社の代表取締役会長、岐阜日野自動車株式会社、ネッツトヨタ岐阜株式会社の代表取締役社長</p>	431,853株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	かみ や まさ ひろ 神谷正博 (昭和28年8月13日)	昭和54年 3月 当社入社 昭和56年 1月 中部経済連合会出向 昭和57年 4月 当社四日市支店所長 昭和59年 7月 当社経理部参事 昭和62年 7月 道通西濃運輸株式会社 (現北海道西濃運輸株式会社) 取締役経営企画部長 平成 3年 8月 濃飛西濃運輸株式会社営業部長 平成 4年 8月 同社取締役営業部長 平成15年 6月 同社常務取締役営業部長 平成19年 6月 同社専務取締役営業部長 平成23年 4月 同社代表取締役社長 平成25年 6月 西濃運輸株式会社専務取締役営業本部担当 平成27年 6月 当社取締役不動産開発部担当 平成28年 4月 当社取締役新規事業開発部担当兼事業推進部担当 (輸送事業) 兼情報システム部担当兼不動産開発部担当 平成28年 4月 西濃運輸株式会社代表取締役社長 (現任) 平成28年 6月 当社取締役事業推進部担当 (輸送事業) 兼情報システム部担当兼不動産開発部担当 (現任)  重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長	17,742株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	まる た ひで み 丸田秀実 (昭和38年3月4日)	昭和60年 4月 国税庁入庁 平成 4年 7月 紋別税務署長 平成 7年 7月 札幌国税局総務課長 平成 8年 5月 外務省在香港総領事館領事 平成 9年10月 当社入社経営企画室長 平成13年 6月 当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当 平成14年 3月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当 平成16年12月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当兼グループ管理部担当兼会計監査室担当 平成17年10月 西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当兼債権管理部担当 平成17年10月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当 平成24年 4月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当 平成25年 6月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当 平成26年 4月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当 平成26年 6月 当社取締役国際戦略室担当 (現任)  重要な兼職の状況 セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノート関株式会社、株式会社セイノースの監査役	31,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	ふるはしはるみ 古橋 治美 (昭和32年4月13日)	昭和56年3月 当社入社 平成15年7月 当社エコビジネス部長 平成17年10月 西濃運輸株式会社業務部長 平成19年4月 同社営業部長中部地区駐在 平成21年4月 同社執行役員静岡三河エリア統括マネージャー 平成23年4月 同社執行役員名古屋東エリア統括マネージャー 平成24年4月 同社取締役人事部担当 平成24年4月 当社人事部長 平成25年6月 当社取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当(現任)	26,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	のづのぶゆき 野津 信行 (昭和36年5月24日)	昭和60年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成26年1月 当社入社経営企画室長 平成26年7月 当社経理部・財務IR部統括部長 平成26年7月 西濃運輸株式会社財務部長 平成27年4月 同社執行役員財務部長 平成28年4月 同社取締役経理部担当兼財務部担当 平成28年6月 当社取締役財務IR部担当兼経理部担当(現任) 平成30年4月 西濃運輸株式会社取締役財務部担当(現任)	9,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	うえのけんじろう 上野 健二郎 (昭和14年1月1日)	昭和36年4月 昭和電工株式会社入社 昭和41年4月 草野治彦法律事務所入所 昭和59年4月 上野法律事務所開設 昭和62年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成6年6月 東京トヨタ自動車株式会社社外監査役 平成13年7月 最高裁判所公平委員会委員長 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成19年6月 王子製紙株式会社社外監査役 平成24年3月 上野・花里法律事務所代表(現任) 平成24年10月 王子ホールディングス株式会社社外監査役 重要な兼職の状況 上野・花里法律事務所の代表	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	やま だ め ゆ み 山 田 メ ユ ミ (昭和47年8月30日)	<p>平成7年4月 香栄興業株式会社入社</p> <p>平成9年5月 株式会社キスミーコスメチックス (現株式会社伊勢半) 入社</p> <p>平成11年7月 有限会社アイ・スタイル設立代表取締役</p> <p>平成12年4月 株式会社アイスタイル設立代表取締役</p> <p>平成21年12月 同社取締役 (現任)</p> <p>平成24年5月 株式会社サイバースター代表取締役社長</p> <p>平成27年9月 株式会社メディア・グローブ取締役 (現任)</p> <p>平成28年3月 株式会社I Sパートナーズ代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成28年9月 株式会社Eat Smart取締役 (現任)</p> <p>平成29年6月 株式会社かんぼ生命保険社外取締役 (現任)</p> <p>平成29年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社アイスタイルの取締役、株式会社I Sパートナーズの代表取締役社長、株式会社かんぼ生命保険の社外取締役</p>	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	※ たか い しん た ろ う 高 井 伸 太 郎 (昭和48年1月24日)	<p>平成11年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) 入所</p> <p>平成19年1月 Schulte Roth &amp; Zabel LLP (New York) パートナー弁護士</p> <p>平成22年2月 三起商行株式会社社外監査役 (現任)</p> <p>平成26年9月 株式会社アーク社外取締役 (現任)</p> <p>平成28年6月 高井&amp;パートナーズ法律事務所代表弁護士 (現任)</p> <p>平成28年6月 株式会社ワークスアプリケーションズ社外取締役</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社アークの社外取締役</p>	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」および「社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事部において公正かつ厳正な審査を実施しております。
3. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、四国西濃運輸株式会社の代表取締役を兼務し、当社は両社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - (2) 取締役候補者田口義隆氏は、公益財団法人田口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の12.89%を保有する筆頭株主であります。
  - (3) その他の各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

4. 取締役候補者のうち、上野健二郎、山田メユミおよび高井伸太郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 上野健二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上野・花里法律事務所の代表を務める弁護士であり、法律上の識見に基づく豊富な知識・知見を基盤として取締役会へのアドバイスおよびチェック機能を期待するためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、法律の専門家としての長年の経験を通じて企業法務に精通しており、またこれまでの当社社外取締役としての実績を踏まえ、今後とも社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、平成29年6月28日開催の第96回定時株主総会において承認済みの買収防衛策の独立委員会委員としての役割もあります。
  - (2) 山田メユミ氏を社外取締役候補者とした理由は、当社コーポレートガバナンス基本方針「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」に合致し、女性の視点を生かしてさらに多様な価値観を生み出し、当社の持続的な成長に繋がる一助となっただけだと判断したためです。また、上野健二郎氏と同様に買収防衛策の独立委員会委員としての役割もあります。
  - (3) 高井伸太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、当社コーポレートガバナンスコードに定める「豊富な経験および専門性の高い知識等をもとに、独立かつ客観的な立場から適切な意見、助言および指摘等を行う」ことに資する方であり、自身の国際領域における法務面での造詣の深さは、当社が注力する国際化においてその推進はもとより、ガバナンスの体制強化に繋がる一助となっただけだと判断したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、法律の専門家としての長年の経験を通じて企業法務に精通し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、上野健二郎および山田メユミの両氏と同様に買収防衛策の独立委員会委員に就任する予定であります。
  - (4) 当社と上野健二郎および山田メユミの両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、高井伸太郎氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、上野健二郎および山田メユミの両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、高井伸太郎氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
6. 上野健二郎および山田メユミの両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって上野健二郎氏が13年、山田メユミ氏が1年となります。
7. 山田メユミ氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、原芽由美（はらめゆみ）であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって辞任されます常勤監査役熊本隆彦氏の補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴および当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
伊藤信彦 (昭和37年4月5日)	昭和60年3月 当社入社 平成16年12月 当社グループ管理部部長 平成17年10月 西濃運輸株式会社グループ管理部長 平成21年4月 西武運輸株式会社（現セイノースーパーエクスプレス株式会社）常務取締役管理本部長 平成23年6月 同社常勤監査役（現任）	0株

(注) 監査役候補者伊藤信彦氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

**第4号議案****役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件**

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、役員報酬体系への見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役田口義隆、田口隆男、神谷正博、丸田秀実、古橋治美、野津信行の6氏、および在任中の監査役寺田新吾氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
田 口 義 隆	平成 元年7月 当社取締役 平成15年6月 当社代表取締役社長（現任）
田 口 隆 男	平成11年6月 当社取締役 平成27年6月 当社代表取締役（現任）
神 谷 正 博	平成27年6月 当社取締役（現任）
丸 田 秀 実	平成13年6月 当社取締役（現任）
古 橋 治 美	平成25年6月 当社取締役（現任）
野 津 信 行	平成28年6月 当社取締役（現任）
寺 田 新 吾	平成24年6月 当社常勤監査役（現任）

## 第5号議案

## 取締役に対する株式報酬制度導入の件

## 1. 提案の理由

本議案は、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、対象取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成元年7月28日開催の第68回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（社外取締役を含みます。）の報酬額（月額25百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）及び平成29年6月28日開催の第96回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（社外取締役を含みます。）に対して譲渡制限付株式の付与のため支給する報酬としての金銭債権の総額（年額600百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。））とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は6名となります。

## 2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、役位等に応じて、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

## (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

## (3) 信託期間

平成30年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時に、当初対象期間に対応する必要資金として、360百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、360百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、360百万円を上限とします。

なお、当社は、対象期間中、拠出額の累計額が上記の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、12万株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 対象取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

対象取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役員等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、4万ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役に員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。



下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付

対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

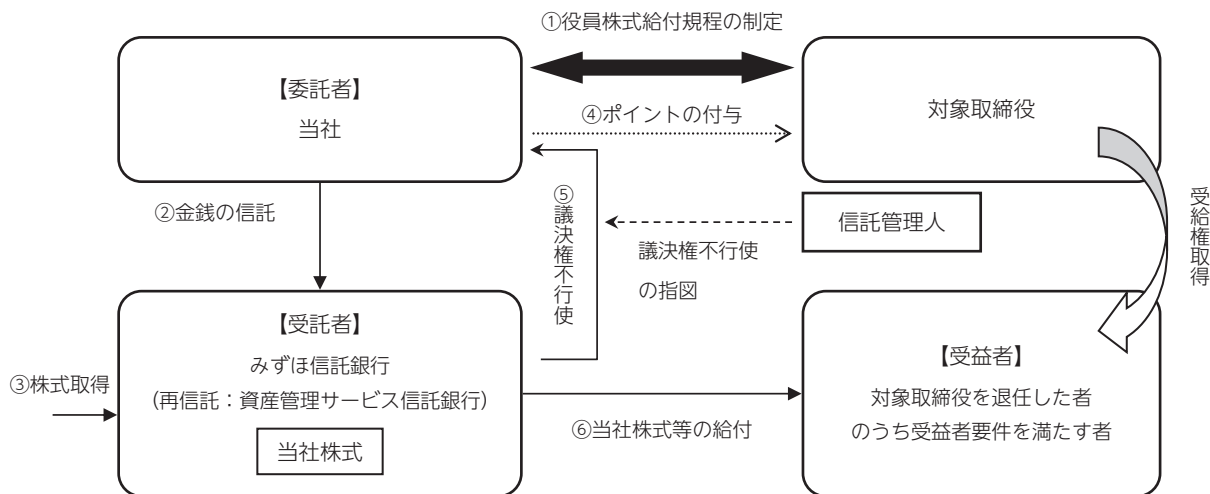
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従い、当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する対象取締役に對して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により団体に寄附され、又は対象取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会において承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき対象取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。但し、対象取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

**第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本総会終結の時をもって、辞任されます常勤監査役熊本隆彦氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の退職慰労金規程に基づき退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
熊 本 隆 彦	平成20年 6 月 当社常勤監査役（現任）

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善、個人消費の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調が継続したものの、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響が懸念され、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、労働需給の逼迫による外注費の上昇や人件費の増加などの課題を抱えつつも、景気回復を背景に貨物輸送量が増加基調で推移し、適正運賃収受に向けた取り組みの効果も現れ始めてまいりました。

このような状況のもと、当社グループは、今年度を初年度とする中期経営計画「バリューアップ チャレンジ 2020 ～成長へのテイクオフ～」を策定し、これまで培ってきた「強み」を伸ばし企業価値の最大化を追求するとともに、新たな価値の創造を目指し、一丸となって邁進してまいりました。

その一環として、阪急阪神ホールディングス株式会社および株式会社阪急阪神エクスプレスと国内外で相互に補完的役割を果たし顧客に新たな物流サービスを提供するため、平成29年12月25日付で資本・業務提携契約を締結いたしました。

さらに、国内・アジア圏における3温度帯物流の確立に向け、平成29年10月2日付で首都圏近郊3カ所に大型冷蔵冷凍倉庫を保有する昭和冷蔵株式会社（東京都中央区）および製氷業のショーレイフィット株式会社（同）を子会社化するとともに、同年10月11日付でインドネシアのPT Seino Indomobil Logisticsにおいて、同国内における冷凍食品輸送を開始しております。

また、平成29年5月30日付で新太田タクシー株式会社（岐阜県美濃加茂市）、可児タクシー株式会社（同可児市）および多治見タクシー株式会社（同多治見市）の株式100%をそれぞれ取得し、子会社化いたしました。タクシー事業に加えコミュニティバスの運行等を通じて、地域と社会に貢献をしております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,961億30百万円（前連結会計年度比5.0%増）、営業利益は278億79百万円（前連結会計年度比2.8%増）、経常利益は291億20百万円（前連結会計年度比0.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、200億46百万円（前連結会計年度比10.1%増）となりました。

**【輸送事業】**

輸送事業におきましては、中期経営計画のもと、少子高齢化による人口減少と労働力不足を見据え「良循環から効率化へ」を戦略ビジョンに掲げ、人員戦力を最大限に活かし効率性を高めてまいりました。

輸送事業の中核会社にあたる西濃運輸株式会社では、安定した輸送品質を継続して担保するため利益重視の施策である適正運賃・諸料金・燃料サーチャージ収受の交渉を継続するとともに、新規荷主の獲得・継続をはじめとする取扱貨物の増加にも注力してまいりました。一方、東京・大阪間での路線便の複数便体制による定時定配輸送の更なる精度向上を進めるとともに、長距離路線便の一部を鉄道輸送に切り替える取り組みを強化することで、収益の改善と労働時間の短縮や環境負荷軽減につなげてまいりました。

また、ロジスティクスの分野においては従来の「物流＋輸送」に加え、お客様の「製造・加工業務」を取り込むことでファクトリー機能を加え、 $+\alpha$ の価値を提供してまいりました。

さらに、労働人口減少下における人材採用・育成のため、免許取得費用補助の設定や施設の整備・拡張等による福利厚生の実施を促進し、また働き方改革による労働時間の短縮や業務負担の軽減を行い、定着の向上にも努めてまいりました。その他、安全推進インストラクターを中心とした安全教育・研修を実施し、全社を挙げて技術や意識の向上を図っております。

この結果、売上高は4,431億67百万円（前連結会計年度比4.8%増）、営業利益は209億65百万円（前連結会計年度比4.7%増）となりました。

**【自動車販売事業】**

当事業中、乗用車販売におきましては、オリジナル特別仕様車の設定や新型車を中心としたキャンペーン等を展開してまいりましたが、最量販車種の新車効果が一巡したこともあり、新車販売台数は前年同期実績をわずかに下回る結果となりました。しかし、中古車販売においては、地域に密着した営業活動により小売台数を伸ばすことができたことから販売台数は前年同期実績を上回りました。サービス部門は車検や整備入庫に加え、メンテナンスパックやボディーコート等の繰返し入庫につながる商品の販売促進を図ることで、収益の確保に努めてまいりました。

トラック販売におきましては、国内販売が堅調に推移したことに加え、SUBIC GS AUTO INC.（フィリピン）での販売台数が大幅に増加したこともあり、新車販売台数は、前年同期実績を上回りました。また、車検を中心に整備入庫を促進して入庫台数を増やすとともに中古部品販売にも注力いたしました。

この結果、売上高は1,033億42百万円（前連結会計年度比3.1%増）、営業利益は49億22百万円（前連結会計年度比2.6%減）となりました。

**【物品販売事業】**

当事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。燃料販売における販売単価の上昇や数量増に加え家庭紙販売も堅調に推移したことから、売上高は315億75百万円（前連結会計年度比13.8%増）、営業利益は8億9百万円（前連結会計年度比5.7%増）となりました。

### 【不動産賃貸事業】

当事業におきましては、主に都市開発の影響や狭隘化などの理由で代替化措置が図られたトラックターミナル跡地や店舗跡地などを賃貸に供することで経営資源の有効活用に努めております。

売上高は15億98百万円（前連結会計年度比3.6%増）、営業利益は12億39百万円（前連結会計年度比3.1%減）となりました。

### 【その他】

その他におきましては、情報関連事業、住宅販売業、タクシー業、建築工事請負業および労働者派遣業などを行っております。情報関連事業においてソフトウェア開発、クラウドサービス、情報機器販売が好調に推移したことなどから、売上高は164億45百万円（前連結会計年度比8.6%増）、営業利益は9億20百万円（前連結会計年度比26.6%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は213億45百万円であります。

当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

- (イ) 建 物 新潟県上越市（上越支店 13,093㎡）
- (ロ) 車 両 1,755台

## (3) 資金調達の状況

当社の連結子会社である関東運輸株式会社は運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しているほか、財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しておりません。

#### (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の完全子会社であるスイトトラベル株式会社は平成29年5月30日付で、可児タクシー株式会社を子会社に持つ新太田タクシー株式会社および多治見タクシー株式会社の全株式をそれぞれ取得いたしました。この3社は岐阜県可児市、美濃加茂市、多治見市を主要エリアとし、地元密着企業として支持を広く集めております。また、デマンドタクシーの運行などを通じた地方自治体との信頼関係も強く、これらのノウハウを共有することで高齢化社会に対する新事業の推進を図っております。

また、当社は、平成29年10月2日付で、ショーレイフィット株式会社を子会社に持つ昭和冷蔵株式会社の株式を取得いたしました。この2社の子会社化は、今年度より始めました中期経営計画「バリューアップチャレンジ 2020～成長へのテイクオフ～」における「BtoBフルモード輸送の推進」で掲げている国内・アジア圏における3温度帯物流の確立の一環となります。

## 2. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第94期	平成27年度 第95期	平成28年度 第96期	平成29年度 第97期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	542,452	555,457	567,539	596,130
経常利益 (百万円)	23,507	28,275	28,909	29,120
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	14,456	18,864	18,206	20,046
1株当たり当期純利益 (円)	72.67	94.87	92.09	101.88
総資産 (百万円)	548,524	579,564	594,263	629,063
純資産 (百万円)	363,314	371,006	381,299	405,739

### 3. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策効果もあり緩やかな回復基調が続くものと思われませんが、海外諸国の諸問題や金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、先行きに不透明感が残されております。

このような中、当社グループは、2年目となる3ヵ年中期経営計画「バリューアップ チャレンジ 2020 ～成長へのテイクオフ～」の諸施策を着実に実行し、これまで培った「強み」を伸ばし企業価値の最大化を追求するとともに、変革と挑戦を加速し新たな価値を創造してまいります。

主力の輸送事業では、堅調な国内民間需要の増加を背景に消費関連貨物や生産関連貨物の増加が見込まれ、また適正運賃収受の動きも広がりを見せるなど明るい兆しも見えてまいりました。一方では、人件費や外注費の上昇に加え燃料価格の高止まり等もあり、継続的な収入・利益確保への取り組みに加え、労働力不足への対応が重要となります。

そのため、引き続き適正運賃・諸料金・燃料サーチャージ収受への取り組みや、新規獲得およびその継続出荷率向上、ロジスティクス事業の強化に努めてまいります。更に、モーダルシフトの拡大やダブル連結トラック導入への取組み、E D I（電子データ交換）化の促進、配達車両の位置情報提供（いち知る）による効率化の追求などにより時間生産性の向上を図ることで顧客満足度に加え、従業員満足度の向上を目指してまいります。

一方、人口減少や少子高齢化の進展による国内貨物輸送量の縮小を念頭に置き、国際輸送事業に強みを持つ株式会社阪急阪神エクスプレスとの協業を一層進め、国内外で持続的な成長を目指してまいります。

自動車販売事業の乗用車販売では、少子高齢化、若者のクルマ離れなど社会構造の変化により新車販売台数の伸長に陰りが出ると見込まれます。そのため、中古車販売、部品販売、車検、修理などの保有ビジネスの拡大を通じて経営の安定化を図るとともに、軽自動車の新車販売にも注力してまいります。トラック販売におきましても車検・修理などの保有ビジネスの拡充と中古車部品販売に取り組むとともに、店舗のリニューアルや最新設備の導入などにより顧客満足度を高めつつ、地域に根付いた営業を展開してまいります。

物品販売事業およびその他では、既存事業強化による販売拡大やお客様目線での新商品開発を実施してまいります。

不動産賃貸事業では、遊休不動産の賃貸、売却を進めるとともに低利用不動産の有効活用を図ってまいります。

当社グループといたしましては、これらの経営課題に着実に対処するとともに、事業基盤を強化し、お客様の繁栄に貢献するため、更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## 4. 重要な子会社の状況

## (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
西濃運輸株式会社	100 <sup>百万円</sup>	100.00%	貨物自動車運送業
北海道西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
東海西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
濃飛西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四国西濃運輸株式会社	100	91.02	貨物自動車運送業
九州西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東運輸株式会社	90	50.00	貨物自動車運送業
西濃エクスプレス株式会社	10	100.00	貨物自動車運送業
セイノー通関株式会社	10	100.00	通関業
トヨタカローラ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
岐阜日野自動車株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
ネットヨタ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
セイノーエンジニアリング株式会社	20	100.00	建築工事請負業
株式会社セイノー商事	10	100.00	物品販売業
株式会社セイノー情報サービス	100	100.00	付加価値データ通信サービス業

## (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	132,914百万円

(注) 当事業年度末日における当社の資産総額は、339,038百万円であります。

## 5. 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、宅配・引越・貸切などの貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫業などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売、紙・紙製品販売および産地直送品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他	ソフトウェアの開発、住宅販売、建築工事請負、タクシーおよび労働者派遣などを営むグループ

## 6. 主要な営業所(平成30年3月31日現在)

### (1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の子会社を統括いたしております。

### (2) 子会社

国内では、岐阜県に28社、東京都に14社、群馬県に5社、愛知県および大阪府にそれぞれ3社、北海道および神奈川県にそれぞれ2社、その他13県に本社を置き、海外では、タイに2社、マレーシア、インドネシア、フィリピン、中国に各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外831カ所に有しております。

## 7. 使用人の状況(平成30年3月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	26,334 <sup>名</sup>	215 <sup>名</sup> ( 増 )
女 性	1,672	164 ( 増 )
合 計	28,006	379 ( 増 )

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	56 <sup>名</sup>	1 <sup>名</sup> ( 増 )
女 性	6	-
合 計	62	1 ( 増 )

## 8. 主要な借入先の状況(平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,322 <sup>百万円</sup>
株式会社三井住友銀行	4,446
株式会社十六銀行	1,459
株式会社りそな銀行	1,062
株式会社大垣共立銀行	1,060
株式会社群馬銀行	919

(注)1. 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しております。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更いたしました。

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (1) 株式取得による持分法適用関連会社化

当社は、平成29年12月25日付で締結した阪急阪神ホールディングス株式会社および株式会社阪急阪神エクスプレスとの資本・業務提携契約に基づき、株式会社阪急阪神エクスプレスの実施した平成30年4月1日を払込期日とする第三者割当増資を引き受け、平成30年3月30日に払込を行いました。この結果、当社は同社の株式の34.01%を取得いたしました。これにより、平成31年3月期より同社は当社の持分法適用関連会社となります。

### (2) 本資本・業務提携の目的

当社、阪急阪神ホールディングス株式会社および株式会社阪急阪神エクスプレスは、国内外で相互に補完機能を果たし、顧客に新たな物流サービスを提供することができると判断し、長期的なパートナーシップの構築・強化を目指して資本・業務提携をすることに合意いたしました。

当社グループは路線トラック便で国内トップシェアを占め、20万社余りの法人顧客との取引を有しており、ロジスティクス事業においても日本国内に約70万㎡の倉庫を持ってサード・パーティ・ロジスティクスを展開しております。

一方、阪急阪神ホールディングスグループで国際輸送事業を担う株式会社阪急阪神エクスプレスは、海外27の国と地域、119拠点にて国際輸送およびロジスティクス事業を展開しております。

日本国内における貨物輸送量は、今後、少子高齢化の進展により減少していくと見込まれますが、本提携により、新たな価値の提供を通じて顧客基盤を拡大するとともに、相互のノウハウを活かした事業展開を行い、こうした厳しい環境の中でも国内外で持続的な成長を目指してまいります。

### (3) 株式取得の相手先および株式取得に関する概要

名 称	株式会社阪急阪神エクスプレス
事業の内容	利用運送業、通関業、倉庫業、貨物自動車運送事業、輸出入貿易業およびその代理業、医療機器製造業他
株式取得日	平成30年4月1日

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項(平成30年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 794,524,668株
2. 発行済株式の総数 207,679,783株
3. 株主数 5,153名
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人田口福寿会	25,816 <sup>千株</sup>	12.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	21,416	10.69
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,692	5.34
株式会社十六銀行	6,538	3.26
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,347	2.67
日野自動車株式会社	4,359	2.18
株式会社大垣共立銀行	4,065	2.03
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATI ONAL INVESTORS INTERNATI ONAL VALUE EQUITY TRUST	3,627	1.81
アドニス株式会社	3,299	1.65
東京海上日動火災保険株式会社	3,035	1.51

- (注)1. 上記のほか当社保有の自己株式7,385千株(3.56%)があります。自己株式7,385千株には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により、野村信託銀行株式会社(セイノーホールディングス従業員持株会専用信託)が所有する当社株式723千株を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式7,385千株を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

当社は、「セイノーホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を平成29年3月3日に導入いたしました。本プランでは、当社が信託銀行に「セイノーホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年9月12日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債（額面総額100億円）の当事業年度末日における概要

区分	2018年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債（2013年9月30日（ロンドン時間）発行。以下、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）
新株予約権の数	588個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1,463円30銭
新株予約権を行使することができる期間	2013年10月14日から2018年9月17日まで （行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の状況(平成30年3月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役社長	田 口 義 隆	
代表取締役	田 口 隆 男	事業推進部担当(自動車販売・関連事業)
取締役	神 谷 正 博	事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当兼不動産開発部担当
取締役	丸 田 秀 実	国際戦略室担当
取締役	古 橋 治 美	総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
取締役	野 津 信 行	財務IR部担当兼経理部担当
取締役	棚 橋 祐 治	
取締役	上 野 健 二 郎	
取締役	山 田 メ ユ ミ	
常勤監査役	熊 本 隆 彦	
常勤監査役	寺 田 新 吾	
監査役	加 藤 文 夫	
監査役	笠 松 栄 治	

(注) 1. 平成29年6月28日開催の第96回定時株主総会において、新たに山田メユミ氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 棚橋祐治、上野健二郎および山田メユミの3氏は、社外取締役であります。

3. 加藤文夫および笠松栄治の両氏は、社外監査役であります。

4. 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、岐早日野自動車株式会社、ネッツトヨタ岐阜株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、株式会社セイノースーパーエクスプレス株式会社の代表取締役を兼務し、また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。また、公益財団法人田口福寿会は当社株式の12.89%を保有する筆頭株主であります。
- ・取締役田口隆男氏は、トヨタカローラ岐阜株式会社の代表取締役会長、岐早日野自動車株式会社、ネッツトヨタ岐阜株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役神谷正博氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役丸田秀実氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社の監査役を兼務しております。
- ・監査役熊本隆彦氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、九州西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社、株式会社セイノースーパーエクスプレス株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。

- ・ 監査役寺田新吾氏は、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - ・ 社外役員の重要な兼職の状況については、次頁4.社外役員に関する事項に記載しております。
5. 監査役寺田新吾、加藤文夫および笠松栄治の3氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・ 監査役寺田新吾氏は、当社入社以来経理部に在籍し、経理業務を担当してまいりました。
    - ・ 監査役加藤文夫氏は、税理士の資格を有しております。
    - ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
  6. 当社は、取締役棚橋祐治、上野健二郎および山田メユミの3氏ならびに監査役加藤文夫および笠松栄治の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
  7. 山田メユミ氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、原芽由美（はらめゆみ）であります。以後も同様に表記しております。

## 2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役棚橋祐治、上野健二郎および山田メユミならびに監査役加藤文夫および笠松栄治の5氏ともに、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 3. 取締役および監査役の報酬等の総額

### (1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3)	131百万円 (30)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	35 (1)
合計	14	167

- (注) 1. 上記には、平成29年6月28日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年7月28日開催の第68回定時株主総会において月額25百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成29年6月28日開催の第96回定時株主総会において譲渡制限付株式付与のために支給する報酬額として年間600百万円以内(うち社外取締役100百万円以内)と決議いただいております。
  3. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第83回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。
  4. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額24百万円(取締役分19百万円、監査役分4百万円)および譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額78百万円(取締役分)が含まれております。

### (2) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は12百万円であります。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役上野健二郎氏は、上野・花里法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ② 取締役山田メユミ氏は、株式会社アイスタイルの取締役および株式会社 I S パートナーズの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役加藤文夫氏は、加藤文夫税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ④ 監査役笠松栄治氏は、笠松栄治公認会計士事務所の代表、税理士法人笠松&パートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社とこれらの事務所との間に特別な利害関係はありません。

##### (2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役棚橋祐治氏は、K & O エナジーグループ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ② 取締役山田メユミ氏は、株式会社かんぽ生命保険の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役加藤文夫氏は、西濃運輸株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、ネッツトヨタ岐阜株式会社の監査役を兼務しております。なお、6社は当社の子会社であります。また、株式会社ヒマラヤおよびイビデン株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別な利害関係はありません。
- ④ 監査役笠松栄治氏は、西濃運輸株式会社および西濃エクスプレス株式会社の監査役を兼務しております。なお、両社は当社の子会社であります。また、名古屋市に本社を置く株式会社ヤマナカの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。



### (3) 当事業年度における主な活動状況

#### ① 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査役会（8回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	棚橋祐治	13回	100%	－	－
取締役	上野健二郎	13	100	－	－
取締役	山田メユミ	10	100	－	－
監査役	加藤文夫	13	100	8回	100%
監査役	笠松栄治	13	100	8	100

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 取締役山田メユミ氏は、平成29年6月28日開催の第96回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、取締役会の出席回数が他の社外役員と異なります。

#### ② 取締役会および監査役会における発言状況

- ・ 取締役棚橋祐治氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と実績を基に適切かつ有意義な提言をされております。特にM&A案件や新規事業に対し、社会の趨勢を鑑みた具体的なアドバイスをされております。
- ・ 取締役上野健二郎氏は、弁護士としての専門的見地から法的書類等について細部に至るまで確認され、齟齬の無い様アドバイスをされております。また、中期経営計画に即した判断や長期的視野に立った意見を述べられております。
- ・ 取締役山田メユミ氏は、起業家としての行動力や決断力、その先見性を背景に将来的な事業領域の拡大にも言及されるなど、当社の成長戦略に資する発言をされております。一方で、リスクや収益性などにも配慮されております。
- ・ 監査役加藤文夫氏は、税理士としての専門的見地から、M&A案件等に関する提言をされるなど、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。
- ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士として、会計・税務上のアドバイスはもとより、その深い知見から経営戦略・経営管理に関する提言に至るまで、当社の発展に資する助言・指摘をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	139百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	171百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務および税務デューデリジェンスに係る委託業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。
4. 当社の重要な子会社のうち、西濃運輸株式会社および関東運輸株式会社は、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

## VI. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の決定内容は以下のとおりです。

#### ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役がその職務執行に際して法令・定款を遵守し、その徹底に努めることが継続的な事業発展に資する礎の一つであると捉え、こうした企業理念が全社内に浸透するように努めている。そして、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制として、企業理念の浸透に加え、取締役会および監査役による適切な監督・監査をその中心的な施策と位置づけているところ、これらを有効に機能させるべく、下記の取組みを実施している。

- イ 社内におけるコンプライアンス教育および指導を通じ、社全体において、取締役が法令・定款を遵守し、その徹底に努めることが継続的な事業発展に資する礎となるとの企業理念を保持する機会の醸成に努めている。
- ロ 全社的に影響を及ぼす重要事項については、主要な取締役で経営会議を組織し、審議する。
- ハ 10名以内の取締役で構成される取締役会について、当社と格別の利害関係のない社外取締役3名を招聘することにより、取締役会の監督機能を強化している。
- ニ 取締役の任期を1年とすることにより、株主による監督機能をより強化している。

また、下記の事項を内容とする経営管理システムをもって、当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制整備に努める。

- イ 使用人が適正かつ効率的に職務の執行に当たるための準拠となる社内規則（職務権限および意思決定に関する準則）の整備
- ロ コンプライアンスに対する的確な理解および実践の推進、およびこれを目的とした使用人向けの研修の実施
- ハ 不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資するため、当社または顧問弁護士が窓口となる内部通報制度の採用
- ニ 代表取締役社長直轄の組織体である監査室による内部監査の実践

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関わるものとして、法令によって保存・管理すべき書面等および当社の基準に照らして重要と判断される書面等については、いずれも別に規定する「文書管理規程」に従い、保存等に不備が生じないよう取扱いがなされている。

### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 損失の危険が現実化することの防止を目的としたリスク管理委員会を設置し、当該委員会は「リスク管理規程」に基づき、被害発生の未然防止および発生した被害を最小限に食い止めるための行動を起こす。さらに、重大なリスクと認定される損失の危険が認められる場合は、経営リスク対策本部を都度設置し、その管理にあたる。
- ロ リスク管理規程中のリスクの内容について、「リスク一覧表」としてとりまとめ配布することにより、社内において的確なリスク評価および管理が行えるよう対応している。  
また、特に品質・財務等に係るリスクについては、リスクの所在や種類等を類別化、整理のうえ「リスク管理基本方針」を明確に定め、損失の危険の管理に努めている。
- ハ 代表取締役社長の直属機関として監査室を設置し、この監査室が「内部監査規程」に基づき、社内全域において横断的な実査を展開することにより、リスク管理に遺漏のないよう対処している。

### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、社としての機動的な意思決定や効率的な対応を可能とすべく、以下に記載する経営管理システムを取り入れている。

- イ 効率的な職務執行（意思決定）が求められるような重要な評議を行う際は、定例の経営会議のほか電話会議を利用して即時に意思決定を行うことを可能とする仕組みを整備し、機動的な検討や審議を実現するための場を準備している。
- ロ 効率的な経営を実現すべく、計画値の設定・採算の管理を通じて市場競争力の強化を図り、年度当初に設定する計画額を指標とした業績管理を実施する。

### ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・ 月例定例報告の場において、当社の子会社代表者がその営業成績、財務状況、その他の重要な情報について当社代表者に報告する。
  - ・ 当社が定めるグループ管理規程に基づき、当社の子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 当社の子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
  - ・ 当社のグループ内企業における事業の将来設計や多額の投資等に関わる方針の作成に際しては、稟議制度により、当社においてもその適否を審査する。
- ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当社の子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営が効率的に運営されるよう担当役員を配置する。
  - ・ 年間を通じて定期的に実施される社長会の場において、当社グループの方針、課題、施策等の共有を図り、当社の子会社の経営が当社の方針と齟齬をきたさないよう意思の疎通を図る。

ニ 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ企業を対象とした危機管理対策、不祥事防止等をテーマとする研修に参加し、当社グループ企業間相互において積極的にこれらの情報交換に努める。

ホ その他の当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の取締役がグループ内企業の取締役を兼務すること、または、当社が当社グループ内企業の取締役候補者を推薦すること等の人事交流を通じ、当該企業に対して適切な経営指導を行う。
- ・当社グループにおける監査役および監査室による業務執行状況・財務状況等の報告、監査の実施実態の報告については、社内のほか当社グループ企業間にまたがり行う。

**⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査室は、内部監査機関としての役割を果たすことにとどまらず、監査役（会）との協議に基づいて監査役から要望を受けた事項についても調査等を実施し、その結果を監査役（会）に報告する。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

イ 前号の監査役職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役員および使用人に周知徹底する。

- 監査室の室員が前号の調査等を実施している場合においては、その調査等に関しては取締役または監査室長の指揮命令には服さず、取締役または監査室長は、同調査等の実施を妨げてはならない。また、同室員の人事異動や処遇等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

**⑧ 当社の監査役への報告に関する体制**

イ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、別に制定する「監査役（会）への報告手続き等に関する規程」に従って監査役（会）に報告する。報告すべき事項は、以下のとおりとする。

- 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 毎月の経営状況として重要な事項
- 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- 法令・定款に違反する行為に関する事項
- その他法令遵守体制上、重要な事項

□ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
- ・内部通報制度の担当部門は、子会社からの内部通報の状況について速やかに監査役に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査の実効性を高めるべく、社内において下記の内容が取り決められている。

- イ 監査役は重要な会議に出席し、関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認等を行うことができ、何人も、監査役が監査に必要な情報を収集することを妨げてはならないものとする。
- ロ 社外監査役を含め、監査役は、監査役相互間において、一般に監査業務上適当と認められる範囲内であれば情報提供および意見交換を行うことができ、会計監査人および内部監査部門とも必要な意見交換を行うことができる。
- ハ 代表取締役を含む取締役は、監査業務に必要な十分な情報を監査役が入手することができるよう配慮し、監査役への報告や連絡が滞りなく行われるための体制整備に努める。
- ニ 当社の監査役は、監査の実施に必要と認める場合には、随時、会計監査人、弁護士、子会社の監査役等と協議を行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、毎年更新される経営計画書、社長訓示、研修、通達等を通じて行動準則（倫理綱領）の全社員への浸透を図ることで、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。

また、内部通報制度を設け、社内の通報窓口に加え、社内から独立した通報窓口を設置し、実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

当社は、リスク管理規定に基づき、四半期毎のリスク管理委員会を通じて、想定されるリスクの他、当社のグループ会社で実際に発生した事例からリスクについて分析評価を実施しております。

また、大規模災害を想定した安否確認訓練を実施しております。

### ③ 企業グループにおける業務の適正の確保

当社は、グループ会社管理規程に基づき、月例定例報告や稟議書制度等を通じて子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。

また、監査役および監査室は子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

### ④ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、週次で開催される役員連絡会や四半期毎に開催されるリスク管理委員会等の重要な会議への出席や、取締役等からの業務執行の状況の直接聴取、監査室の監査結果等を通じて、取締役および使用人の業務執行状況の監査ならびに内部統制システムの運用状況について確認しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収であっても会社の企業価値や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうことが明白であるもの、会社や株主に対して買収に係る提案内容等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買収に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、不適切なものも少なくありません。

当社としては、上記の買収類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買収を防止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

#### ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことが株主の皆様の利益のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ様々な取組みを行っております。

当社は、平成29年度を初年度とする中期経営計画「バリューアップチャレンジ2020～成長へのテイクオフ～」を策定し、これまで培った「強み」を伸ばし、企業価値の最大化を追求するとともに、変革と挑戦を加速し、新たな価値と豊かな未来を創造するべく、①事業基盤の強化による新たな価値を創出、②“トップ企業集団の形成”、③当社グループの強みを最大限に発揮する“2本柱”の遂行（（1）第2次総合物流商社の完成、（2）オープンパブリックプラットフォームの構築）を、中期ビジョンとして決めました。

中期経営計画の具体的な取組み項目として、主力の輸送事業では、ネットワークの安定・維持・拡大を図り、盤石な輸送ネットワークの構築によるお客様への最適輸送の提供、ロジスティクス事業では、ロジ・トランス機能の拡大、グローバル3PLの拡大、集配車両とビジネスセンターのベストミックスによる街区一帯の効率化（スマートシティ）の実現、国際化への対応では、国際輸送サービス「5つの機能」（国際物流、国内集配送、クロスボーダー輸送、倉庫、貿易金融）の提供、また、自動車販売事業では、更なる地域No.1への挑戦、南関東圏および愛知県における自動車整備ネットワークの拡充等の諸施策を実行しております。

また、当社は、持株会社体制とすることで、順次各グループ会社の間接部門を集中し、各事業部を横断的に整理・統合するとともに、各グループ会社間の営業地域・業務分掌等を整理することで、効率的かつ機動的な事業運営が実現され、企業価値の維持・向上につなげております。

さらに、当社取締役会としては、社外取締役の選任、取締役任期の1年への短縮等、コーポレート・ガバナンスの強化も併せて実施しております。また、更なる強化のため、平成29年6月28日開催の第96回定時株主総会において、新たに独立した社外取締役1名を加え、全取締役9名のうち3名を独立した社外取締役としております。

## ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社が、平成29年5月12日開催の取締役会決議および同年6月28日開催の第96回定時株主総会決議に基づき更新した、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりです。

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提供したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、株主の皆様のために交渉を行うこと等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めています。また、買収者は、本プランに係る手続きが開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。買収者が本プランにおいて定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。



また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意見を確認することができます。更に、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、原則として第96回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

### ③ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。また、本プランは、前記(2)②に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

本プランは、株主総会の承認を得たうえで更新されたものであること、独立委員会による判断を重視し、情報開示が確保されていること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が3年間とされており、取締役会によりいつでも廃止できるものとされていること等により、合理的に機能するように設計されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

本プランの詳細につきましては、以下の資料をご覧ください。

当社ホームページ <http://www.seino.co.jp/seino/news/shd/2017/>

(2017年5月12日付 お知らせ(当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について))

## 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様のご利益を重要な経営方針の一つとして位置付けております。

利益配分に関しましては、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として1株当たり年間11円を下限とし、連結配当性向30%を目処とした配当を実施するよう努めてまいります。

また、内部留保資金につきましては、各々の事業とともにCS向上(顧客満足度の向上)をベースとして中・長期的視野に立った投資を企図してまいります。

主な事業にあたる輸送事業におきましては、輸送効率の向上およびグループ共通の経営基盤整備と強化に資するトラックターミナル・流通拠点の増強、輸送車両の代替更新・増強、IT関連投資等があたります。また、自動車販売事業におきましては、販売拠点の新設、新事業・新サービスへの投資等があたります。その他事業におきましても企業体質の充実強化につながり、将来の事業展開に資する投資を適宜進めてまいります。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>249,404</b>	<b>流動負債</b>	<b>125,870</b>
現金及び預金	91,597	支払手形	2,706
受取手形	8,357	営業未払金及び買掛金	48,914
営業未収金及び売掛金	111,416	短期借入金	3,610
有価証券	12,600	一年内返済予定長期借入金	1,085
たな卸資産	14,889	未払金	14,674
繰延税金資産	5,522	未払費用	15,828
その他流動資産	5,233	未払法人税等	5,634
貸倒引当金	△211	未払消費税等	6,959
		一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	5,882
<b>固定資産</b>	<b>379,658</b>	その他流動負債	20,573
<b>有形固定資産</b>	<b>295,321</b>	<b>固定負債</b>	<b>97,453</b>
建物及び構築物	91,396	長期借入金	10,806
機械装置及び車両運搬具	19,291	繰延税金負債	3,556
工具器具備品	3,050	役員退職慰労引当金	1,491
土地	174,467	退職給付に係る負債	74,803
建設仮勘定	2,891	資産除去債務	2,957
その他有形固定資産	4,222	その他固定負債	3,837
<b>無形固定資産</b>	<b>18,077</b>	<b>負債合計</b>	<b>223,324</b>
のれん	14,080	<b>(純資産の部)</b>	
その他無形固定資産	3,996	<b>株主資本</b>	<b>390,559</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>66,259</b>	資本金	42,481
投資有価証券	51,486	資本剰余金	82,040
長期貸付金	221	利益剰余金	274,993
繰延税金資産	9,466	自己株式	△8,955
その他投資	5,610	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,364</b>
貸倒引当金	△525	その他有価証券評価差額金	14,716
<b>資産合計</b>	<b>629,063</b>	土地再評価差額金	△113
		為替換算調整勘定	△303
		退職給付に係る調整累計額	△5,934
		<b>非支配株主持分</b>	<b>6,815</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>405,739</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>629,063</b>

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		596,130
売上原価		529,196
売上総利益		66,934
販売費及び一般管理費		39,054
営業利益		27,879
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	689	
その他収益	1,302	2,011
営業外費用		
支払利息	230	
持分法による投資損失	471	
投資事業組合運用損	33	
その他費用	34	770
経常利益		29,120
特別利益		
固定資産売却益	1,509	
投資有価証券売却益	292	
収用補償金	509	
その他特別利益	247	2,557
特別損失		
固定資産処分損	913	
減損損失	191	
その他特別損失	28	1,132
税金等調整前当期純利益		30,545
法人税、住民税及び事業税	11,983	
法人税等調整額	△1,442	10,540
当期純利益		20,004
非支配株主に帰属する当期純損失		△42
親会社株主に帰属する当期純利益		20,046

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,481	80,631	260,275	△12,554	370,834
当期変動額					
剰余金の配当			△5,328		△5,328
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,046		20,046
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		1,274		3,600	4,875
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		133			133
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1,408	14,718	3,598	19,725
当期末残高	42,481	82,040	274,993	△8,955	390,559

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	11,573	△113	△310	△6,784	4,364	6,100	381,299
当期変動額							
剰余金の配当							△5,328
親会社株主に帰属する 当期純利益							20,046
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							4,875
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							133
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,142	-	6	850	4,000	714	4,714
当期変動額合計	3,142	-	6	850	4,000	714	24,439
当期末残高	14,716	△113	△303	△5,934	8,364	6,815	405,739

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>61,716</b>
現金及び預金	27,948
営業未収金	7
有価証券	10,000
未収消費税等	10
未収入金	4,633
繰延税金資産	30
短期貸付金	18,876
その他流動資産	485
貸倒引当金	△276
<b>固定資産</b>	<b>277,322</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>17</b>
工具器具備品	17
<b>無形固定資産</b>	<b>4</b>
ソフトウェア	4
<b>投資その他の資産</b>	<b>277,300</b>
投資有価証券	31,193
関係会社株式及び出資金	244,975
長期貸付金	1,103
その他投資	41
貸倒引当金	△13
<b>資産合計</b>	<b>339,038</b>

科目	金額
(負債の部)	百万円
<b>流動負債</b>	<b>82,951</b>
短期借入金	73,872
未払金	383
未払費用	57
未払法人税等	2,566
一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	5,882
その他流動負債	189
<b>固定負債</b>	<b>5,888</b>
長期借入金	867
退職給付引当金	72
役員退職慰労引当金	145
繰延税金負債	4,802
<b>負債合計</b>	<b>88,840</b>
(純資産の部)	
<b>株主資本</b>	<b>237,448</b>
<b>資本金</b>	<b>42,481</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>119,276</b>
資本準備金	116,937
その他資本剰余金	2,338
<b>利益剰余金</b>	<b>84,402</b>
利益準備金	4,262
その他利益剰余金	80,139
退職積立金	585
別途積立金	66,448
繰越利益剰余金	13,106
<b>自己株式</b>	<b>△8,711</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>12,750</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>12,750</b>
<b>純資産合計</b>	<b>250,198</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>339,038</b>

# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
<b>営業収益</b>		
営業収入	405	
関係会社受取配当金	9,041	9,447
<b>営業原価</b>		41
<b>営業総利益</b>		9,406
<b>販売費及び一般管理費</b>		1,331
<b>営業利益</b>		8,075
<b>営業外収益</b>		
受取利息	52	
受取配当金	489	
その他収益	75	618
<b>営業外費用</b>		
支払利息	17	
投資事業組合運用損	33	
その他費用	0	51
<b>経常利益</b>		8,642
<b>特別利益</b>		
役員退職慰労引当金戻入額	90	
その他特別利益	0	90
<b>特別損失</b>		
関係会社投資損失	1,400	
その他特別損失	3	1,403
<b>税引前当期純利益</b>		7,329
法人税、住民税及び事業税	△75	
法人税等調整額	△3	△79
<b>当期純利益</b>		7,408

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
			自己株式 処分差益			退職積立金	別途積立金
当期首残高	42,481	116,937	1,064	118,001	4,262	585	66,448
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			1,274	1,274			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	1,274	1,274	-	-	-
当期末残高	42,481	116,937	2,338	119,276	4,262	585	66,448

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	11,025	82,321	△12,310	230,494	9,759	240,253
当期変動額						
剰余金の配当	△5,328	△5,328		△5,328		△5,328
当期純利益	7,408	7,408		7,408		7,408
自己株式の取得			△2	△2		△2
自己株式の処分			3,600	4,875		4,875
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					2,991	2,991
当期変動額合計	2,080	2,080	3,598	6,954	2,991	9,945
当期末残高	13,106	84,402	△8,711	237,448	12,750	250,198

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩幸 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩田 国良 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加藤 浩幸 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 時々輪 彰久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

セイノーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 熊本隆彦 ㊟

常勤監査役 寺田新吾 ㊟

社外監査役 加藤文夫 ㊟

社外監査役 笠松栄治 ㊟

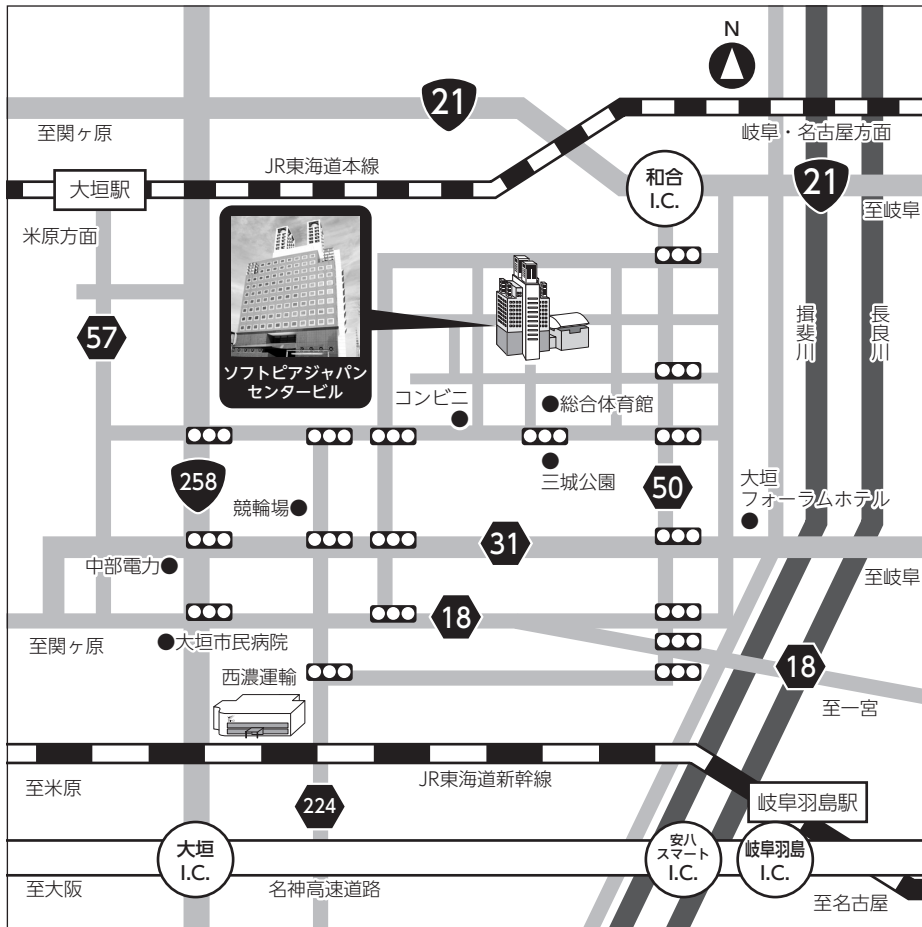
以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7  
 ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール  
 電話番号 0584-77-1111



お車でお越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

- |          |              |        |
|----------|--------------|--------|
| 名神高速道路   | 大垣I.C.から     | 車で約20分 |
| 名神高速道路   | 安ハスマートI.C.から | 車で約20分 |
| 名神高速道路   | 岐阜羽島I.C.から   | 車で約20分 |
| JR東海道本線  | 大垣駅から        | 車で約5分  |
| JR東海道新幹線 | 岐阜羽島駅から      | 車で約20分 |

